



宮 崎 県 公 報

平成31年4月22日(月曜日) 第3091号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	頁
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 1	
○指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 2	
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 2	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2	
公 告	
○狩猟免許更新申請者に対する講習及び適性検査 の実施…………… (自然環境課) 3	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市 町村の意見 (3件) …………… (商工政策課) 4	

○争議行為の通知…………… (雇用労働政策課) 4	
○土地改良区の役員の就任の届出 (3件) …………… (農村整備課) 4	
○土地改良区の役員の就退任の届出 (4件) …… (“) 5	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3 分の1の数…………… 6	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分 の1の数…………… 6	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3 分の1の数…………… 6	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分 の1の数…………… 7	
公安委員会公告	
○警備員等の検定の実施について (2件) …………… 7	

告 示

宮崎県告示第 301号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成31年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保 険事 業 所 番 号	指定居宅サービス 事業所		指定居宅サービス 事業者		指 定 年 月 日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4560290373	訪問看護ステーション ひだまり	宮崎県都城市志比田町4539番地1	株式会社 ひだまりの郷	宮崎県都城市志比田町4536番地	平成31年3月1日	訪問看護
4560390215	医療法人 明石会 曾根病院 訪問看護ステーション	宮崎県延岡市小野町6920-2	医療法人 明石会	大分県佐伯市長島町二丁目18番24号	平成31年3月1日	訪問看護

宮崎県告示第 302号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成31年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保 険事 業 所 番 号	指定介護予防 サービス事業所		指定介護予防 サービス事業者		指 定 年 月 日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4560290373	訪問看護ステーション ひだまり	宮崎県都城市志比田町4539番地1	株式会社 ひだまりの郷	宮崎県都城市志比田町4536番地	平成31年3月1日	介護予防訪問看護

4560390215	医療法人 明石会 曾根病院 訪問 看護ステーション	宮崎県延岡市小野 町6920-2	医療法人 明石会	大分県佐伯市長島 町二丁目18番24号	平成31年3月1日	介護予防訪問看護
------------	---------------------------------	---------------------	----------	------------------------	-----------	----------

宮崎県告示第 303号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成31年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4572001792	ヘルパーステーションもり	宮崎県児湯郡川南町川南4646番地5 ふれあいの杜	株式会社フレンズ企画	宮崎県児湯郡都農町川北4914番地2	平成31年3月8日	訪問介護
4562190043	在宅リハビリ訪問看護ステーションTOMO門川	宮崎県東臼杵郡門川町門川尾末8481番地1	株式会社Human Loop	福岡県福岡市博多区古門戸町9番12号201	平成31年3月31日	訪問看護
4570900045	社会福祉法人えびの市社会福祉協議会	宮崎県えびの市栗下67	社会福祉法人えびの市社会福祉協議会	宮崎県えびの市栗下67	平成31年3月31日	訪問入浴介護
4570900375	ヘルパーステーション京町温泉	宮崎県えびの市亀沢 272番地	株式会社京町栄寿園	宮崎県えびの市亀沢 392番地21	平成31年3月31日	訪問介護
4572100537	社会福祉法人延岡市社会福祉協議会曾木デイサービスセンター	宮崎県延岡市北方町曾木子1767番地5	社会福祉法人延岡市社会福祉協議会	宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4	平成31年3月31日	通所介護
4572200022	社会福祉法人五ヶ瀬町社会福祉協議会	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町三ヶ所 107-5	社会福祉法人五ヶ瀬町社会福祉協議会	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町三ヶ所 107-5	平成31年3月31日	通所介護

宮崎県告示第 304号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第 115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成31年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4562190043	在宅リハビリ訪問看護ステーションTOMO門川	宮崎県東臼杵郡門川町門川尾末8481番地1	株式会社Human Loop	福岡県福岡市博多区古門戸町9番12号201	平成31年3月31日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第 305号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成31年4月22日から同年5月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
209	県道	上長川日之影線	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字米ノ迫6344番7	旧	3.6~ 8.4	189.1
				新	4.3~	188.1

地先から同
郡同村同大
字同字6345
番6地先ま
で

20.2

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第1項、第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新申請者に対する講習及び適性検査を次のとおり実施する。

平成31年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 講習及び適性検査の日時、会場等
別表のとおり
- 2 講習及び適性検査対象者
平成28年に狩猟免許を受けた者で、狩猟免許の更新を希望するもの
- 3 講習及び適性検査の内容
 - (1) 講習
 - ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 1時間
 - イ 鳥獣の判別及び猟具の取扱い 1時間
 - ウ 鳥獣の保護管理に関する知識 1時間
 - (2) 適性検査
 - ア 視力検査（矯正視力可）
 - イ 聴力検査（補聴器使用可）
 - ウ 運動能力（補助具使用可）
- 4 講習及び適性検査の申込手続
 - (1) 所定の狩猟免許更新申請書及び審査票に必要事項を記入し、次の各号に掲げるものを添付して提出すること。
 - ア 狩猟免許更新申請手数料 2,900円（宮崎県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けて払い込むものとする。）
 - イ 62円の返信用郵便切手（郵送を希望する場合に限る。）1枚
 - ウ 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し。この場合以外にあつては、医師の診断書（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当しない旨の診断書）1通
 - (2) 書類の提出先及び期間
講習及び適性検査を受けようとする者は、住所地を管轄する宮崎県西臼杵支庁及び各農林振興局に、講習開催日の10日前までに提出すること。
- 5 申請者への通知等
狩猟免許更新申請書を受理した後、申請者へ講習及び適性検査の日時及び会場を指定した審査票を交付する。
申請者は、審査票の所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼り付け、講習及び適性検査の当日持参すること。
- 6 講習及び適性検査の会場での受付

講習及び適性検査の会場では、申請者に交付した審査票で受け付けるものとする。審査票を持参しない者又は写真の貼り付けていない審査票を持参した者の講習及び適性検査の受付は行わないものとする。

7 狩猟免許更新申請書及び審査票の用紙

宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁及び各農林振興局並びに一般社団法人宮崎県猟友会において交付する。

8 講習及び適性検査についての問い合わせ

宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

別表

日 時	会 場	対象区域
7月16日（火） 午後1時30分	宮崎県西臼杵支庁大会議室 西臼杵郡高千穂町大字三田井22	高千穂町
7月19日（金） 午後1時30分	宮崎県西臼杵支庁大会議室 西臼杵郡高千穂町大字三田井22	日之影町、五ヶ瀬町
7月9日（火） 午後1時30分	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39-1	延岡市
7月11日（木） 午後1時30分	日向市役所4階委員会室 1～3 日向市本町10-5	門川町、日向市
7月12日（金） 午後1時30分	宮崎県林業技術センター 東臼杵郡美郷町西郷田代1561-1	美郷町、諸塚村、椎葉村
7月9日（火） 午後1時30分	西都市コミュニティーセンター 西都市聖陵町2-26	西都市、西米良村
7月10日（水） 午後1時30分	川南町農村環境改善センター 児湯郡川南町大字川南13680-1	高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町
7月18日（木） 午後1時30分	宮崎県武道館会議室 宮崎市大字熊野2206-1	宮崎市、国富町、綾町
7月26日（金） 午後1時30分	宮崎県西諸県農業改良普及センター 小林市駅南 300	小林市、えびの市、高原町
7月10日（水） 午後1時30分	都城市中央公民館 都城市姫城町7-8	都城市、三股町
7月11日（木）	日南市南郷ハートフルセ	日南市、串間市

午後 1 時00分	ンター 日南市南郷町中村乙7051 -25	
9月5日（木） 午後 1 時30分	宮崎県庁附属棟 201会議 室 宮崎市橋通東 2 - 8 - 3	県内一円

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス清武店
宮崎市清武町木原字尾ノ下58番27
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更
平成31年1月31日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成31年4月22日から平成31年5月22日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス清武店
宮崎市清武町木原字尾ノ下58番27
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更
平成31年1月31日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成31年4月22日から平成31年5月22日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ボンベルタ橋
宮崎市橋通西三丁目10番32号 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成31年2月15日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成31年4月22日から平成31年5月22日まで

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、宮崎医療生協労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成31年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 争議行為の目的
賃金引き上げ要求、労働条件改善について
- 2 争議行為の日時
平成31年4月25日 午前8時30分から争議終了まで
- 3 争議行為を行う場所
宮崎市大島町天神前1171番地
宮崎生協病院内
- 4 争議行為の概要
ストライキ

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、山新土地改良区（三股町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成31年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	兒 玉 春 男	北諸郡郡三股町大字樺山5238番地

（任期：平成31年12月24日まで）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により

、尾鈴土地改良区（川南町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成31年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

役名	氏名	住 所
理事	河野浩一	川南町大字川南 10508番地 1

（任期：平成32年8月5日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成31年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

役名	氏名	住 所
理事	宮原義久	宮崎県小林市細野2879番地

（任期：平成33年3月31日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、石崎土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成31年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
監事	落合義治	宮崎市佐土原町下那珂2048番地 1
監事	齋藤一利	宮崎市佐土原町下那珂3966番地 1

（任期：平成32年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
監事	矢野政治	宮崎市佐土原町下那珂2961番地 4
監事	門田浩一	宮崎市佐土原町下那珂3368番地 4

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、速日峰土地改良区（延岡市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成31年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理事	甲斐一太郎	延岡市北方町早中已 934番地
理事	大久保信幸	延岡市北方町早中已 255番地 2
理事	中田友喜	延岡市北方町早中已 893番地
理事	甲斐良一	延岡市北方町早中已 271番地
理事	甲斐辰之輔	延岡市北方町早中已 538番地
理事	栄田久博	延岡市北方町早中已1087番地
監事	甲斐忠篤	延岡市北方町早中已 435番地
監事	中尾丈二	延岡市北方町早中已 922番地

（任期：平成32年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理事	甲斐一太郎	延岡市北方町早中已 934番地
理事	大久保信幸	延岡市北方町早中已 255番地 2
理事	中田友喜	延岡市北方町早中已 893番地
理事	早樋温	延岡市北方町早中已 872番地
理事	甲斐良一	延岡市北方町早中已 271番地
理事	甲斐辰之輔	延岡市北方町早中已 538番地
監事	甲斐景範	延岡市北方町早中已 846番地
監事	甲斐忠篤	延岡市北方町早中已 435番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、千歳・環野土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成31年4月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理事	佐々木勝則	小林市南西方8785番地
理事	畠中正次	小林市南西方8405番地

理 事	束 田 正 一	小林市南西方8394番地 2
理 事	小 杉 芳 弘	小林市南西方8421番地
理 事	久 保 雅 人	小林市南西方8775番地
監 事	藤 本 政 嗣	小林市南西方8448番地 1
監 事	佐々木 博 之	小林市南西方8752番地

（任期：平成32年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐々木 勝 則	小林市南西方8785番地
理 事	畠 中 正 次	小林市南西方8405番地
理 事	束 田 正 一	小林市南西方8394番地 2
理 事	小 杉 芳 弘	小林市南西方8421番地
理 事	久 保 雅 人	小林市南西方8775番地
監 事	藤 本 政 嗣	小林市南西方8448番地 1
監 事	佐々木 博 之	小林市南西方8752番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、千歳・環野土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成31年4月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	高 橋 一 生	小林市南西方8437番地 2

（任期：平成32年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐々木 勝 則	小林市南西方8785番地

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法

76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成31年2月18日現在次のとおりである。

平成31年4月22日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,410人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 215,062人

宮崎県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成31年2月18日現在次のとおりである。

平成31年4月22日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

東臼杵郡選挙区 7,988人

宮崎県選挙管理委員会告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成31年3月1日現在次のとおりである。

平成31年4月22日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,371人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 214,817人

宮崎県選挙管理委員会告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成31年3月1日現在次のとおりである。

平成31年4月22日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

宮崎市選挙区	110,960人
都城市選挙区	45,485人
延岡市選挙区	34,609人
日南市選挙区	15,166人
小林市・西諸県郡選挙区	15,510人
日向市選挙区	17,050人
串間市選挙区	5,286人
西都市・西米良村選挙区	8,947人
えびの市選挙区	5,574人
北諸県郡選挙区	6,890人
東諸県郡選挙区	7,587人
児湯郡選挙区	19,362人
東臼杵郡選挙区	7,964人
西臼杵郡選挙区	5,793人

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第4号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成31年4月22日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
雑踏警備	1 級	平成31年8月3日（土）午前9時から午後5時ころまで

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

2 実施場所

鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県警察本部

3 定員

15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

(1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当す

る者

(2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から雑踏警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

5 検定申請手続

(1) 受付期間

平成31年6月17日（月）から同年6月28日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 雑踏警備2級検定合格証明書の写し及び雑踏警備2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面（検定規則第8条第1号に規定する者に限る。）

カ 1級検定受検資格認定書（検定規則第8条第2号に規定する者に限る。）

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 雑踏警備業務の管理に関すること。

オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 雑踏警備業務の管理に関すること。

ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検時に際しては、筆記用具等を持参すること。

なお、雨天時は雨合羽も持参すること。

- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

宮崎県公安委員会公告第5号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成31年4月22日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
施設警備	1級	平成31年8月8日（木）午前9時から午後5時ころまでの間
	2級	平成31年8月7日（水）午前9時から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎県宮崎市清武町今泉丙2559番地 1
宮崎県建設技術センター

3 定員

各15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

4 受検資格

(1) 1級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者

イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から施設警備業務に係る1級検定受験資格認定書の交付を受けているもの

(2) 2級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間、時間

平成31年6月17日（月）から6月28日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 施設警備2級検定合格証明書の写し及び施設警備2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面（1級検定申請者のうち検定規則第8条第1号に規定する者に限る。）

カ 1級検定受験資格認定書（1級検定申請者のうち検定規則第8条第2号に規定する者に限る。）

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 施設警備業務の管理に関すること。（1級に限る。）

オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 施設警備業務の管理に関すること。（1級に限る。）

ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴等を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（電話番号0985-31-0110）に行うこと。